

# 1 章 緑の基本計画とは

---

## 1. 緑の基本計画とは

更新

緑の基本計画とは、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画です。（都市緑地法※第4条）

緑豊かな環境形成を総合的かつ計画的に推進する指針であり、地域や市民団体、学校などの教育機関、事業者など幅広く市民と行政が連携し協働※を図りながら具体化できるよう、本市の将来像、美しい湖や山並みなどの緑の骨格※の保全、新たな公園のあり方、公共施設や民有地の緑化推進、緑の市民活動の向上、普及啓発などの基本的方向性や具体化のための施策について定めています。

本市においては、平成9年3月に当初の緑の基本計画を策定し、平成15年10月には第2次大津市緑の基本計画、平成20年7月には第3次大津市緑の基本計画、平成30年3月には令和14年（2032年）を計画目標とした第4次大津市緑の基本計画（現行計画）を策定しました。

さらに、現行計画の中間年度である令和7年度には、社会情勢の変化や中間評価などを踏まえ、計画の中間見直しを行いました。

### 1) 中間見直しの主なポイント

- ・「緑の量（公園緑地などの面積）」「緑の質（アンケート調査結果）」を踏まえた見直し
- ・現行計画の中間評価を踏まえた見直し
- ・社会情勢の変化や各施策の取り組み状況を踏まえた見直し

### 2) 中間見直し箇所の表示

中間見直しを実施した箇所には、中間見直しの内容に応じて、見出しの横に以下の表示をしています。

変更

現行計画の考え方を変更し、記載内容を見直した箇所

更新

現行計画の考え方を変更せず、数値や法令などを最新情報に更新した箇所

変更なし

現行計画の考え方を引き継ぎ、見直しを行わない箇所

※ 参考資料 用語解説参照（142ページ）

## 2. 緑の定義

変更なし

この計画で対象とする「緑」は、樹木や草花などの植物に限りません。公園緑地、農地、樹林地、琵琶湖や河川、溜池などの水辺、道路の街路樹、学校や民有地の緑も含めた水や緑の空間全体を指します。

## 都市緑地法 第3条

この法律において「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となつて、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となつて、良好な自然的環境を形成しているものをいう。

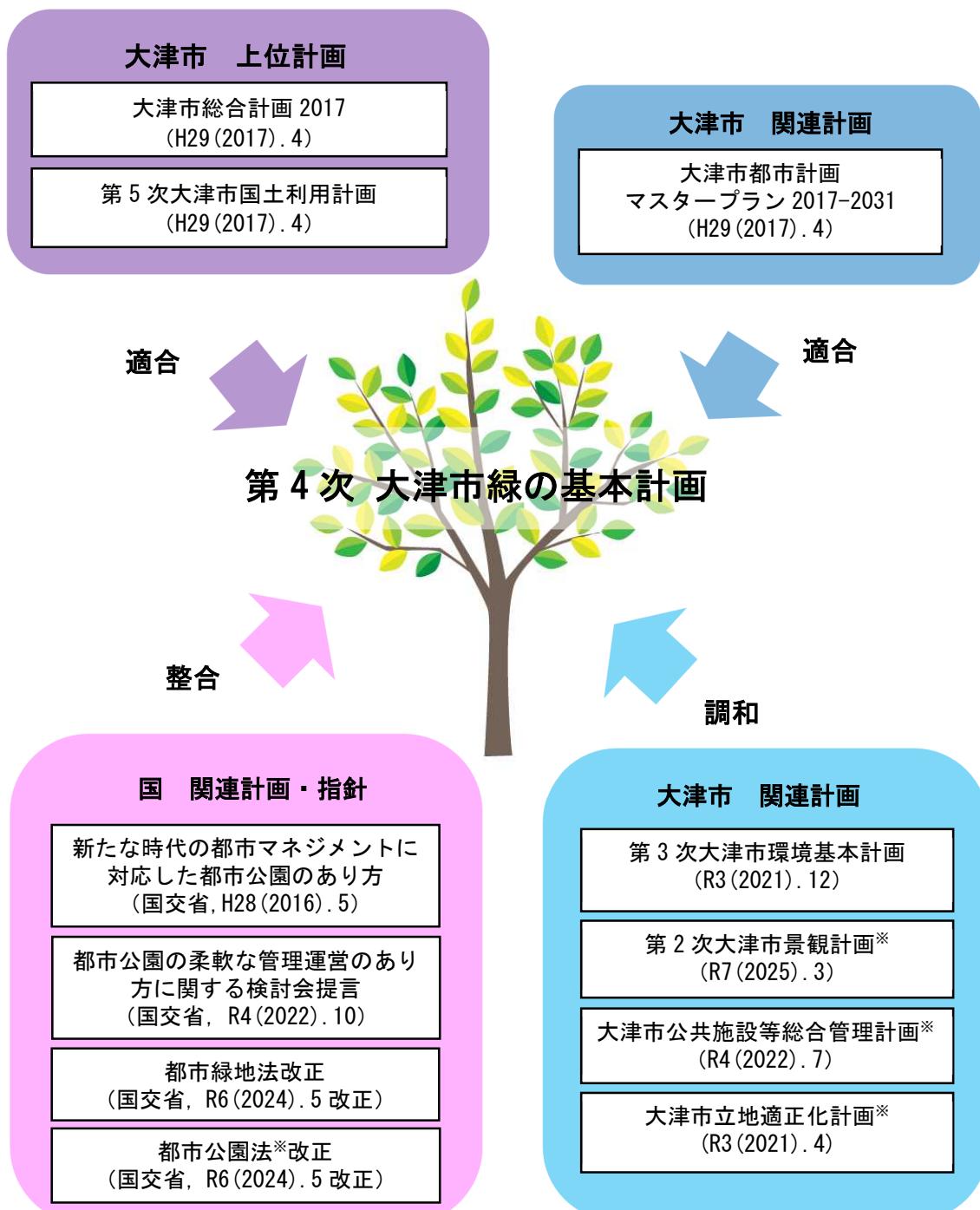


緑の構成図

### 3. 計画の位置付け

更新

緑の基本計画は、「大津市総合計画※」「大津市国土利用計画※」を上位計画として、「大津市都市計画マスタープラン※」や「環境基本計画※」等との適合調和や、国の関連法などの整合を図りながら策定する分野別計画です。



緑の基本計画と上位計画等との関連

## 4. 第4次大津市緑の基本計画の計画区域

変更なし

計画対象区域は、大津市全域です。

計画対象区域	計画対象面積
大津市全域	46,451ha

注 都市計画区域外(葛川学区)及び琵琶湖面を含む。

## 5. 第4次大津市緑の基本計画の目標年次

更新

目標年次は 15 年後の令和 14 年 (2032 年) です。

## 人口比較

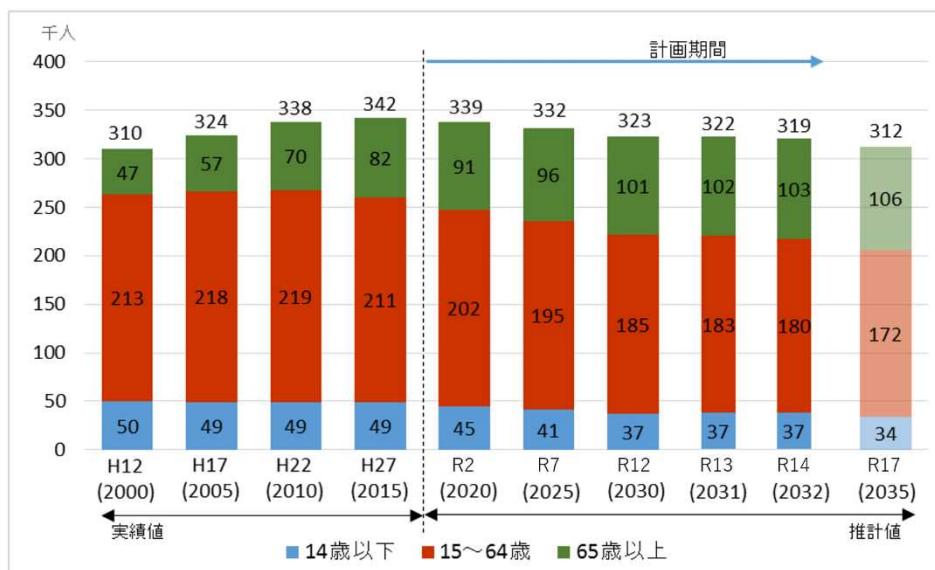
年次	策定期 (平成 28 年)	中間時 (令和 6 年)	目標年次 (令和 14 年)
大津市全域	34 万 2,163 人	34 万 3,371 人	31 万 9,000 人

注 1 平成 28 年(2016 年)は 4 月 1 日現在の住民基本台帳人口(外国人含む)。

注 2 令和 6 年(2024 年)は 3 月 31 日現在の住民基本台帳人口(外国人含む)。

注 3 令和 14 年(2032 年)は、大津市都市計画マスターplan 2017-2031 における将来人口の推計値より算出。

## 将来人口の推計



注 1 大津市都市計画マスターplan 2017-2031 に基づき編集。

注 2 令和 14 年(2032 年)は、大津市都市計画マスターplan 2017-2031 における将来人口の推計値より算出。

## 6. 緑の機能や効果

更新

都市の緑には多様な機能があり、私たちの豊かな暮らしを支える必要不可欠な社会資本です。グリーンインフラ※としての防災・減災、環境の保全、文化・交流、福祉、安心、教育、観光などのまちづくりやコミュニティ※形成の場としての機能も有しています。

緑は、これらの多能な機能性が効果的に発揮されることで、本市の魅力をより高めることに貢献します。

### 1) 歴史・景観

#### ○歴史や文化の継承



膳所城跡公園

#### ○景観の保全



近江舞子内湖

### 2) 防災・減災※

#### ○災害時の避難場所、経路の確保

(災害時の避難路、避難地、救援地)



大石緑地

#### ○都市を守る

(雨水の貯留による浸水防止、流量の調節、洪水の防止、延焼防止)



伊香立公園

## 1章 緑の基本計画とは

3) 利活用・憩い・ウェルビーイング※	
○遊びを通じた子どもの成長 	○スポーツ、健康づくり 
南郷公園の遊具	皇子山総合運動公園
4) 環境・生物多様性※の保全	
○環境改善 (気候緩和、大気浄化、地球温暖化防止へ貢献) 	○生物多様性の保全 (生物の生息生育場所、固有の生態系創出) 
大石グリーンパーク	堅田内湖公園
5) 交流・人づくり	
○地域コミュニティ、市民活動、交流の場 	○環境学習※・自然体験の場 
花と緑のまちづくり事業による花壇	河川での環境学習

## ■ コラム：グリーンインフラと流域治水

### 《グリーンインフラ》

「グリーンインフラ」とは、自然環境が有する機能を用い、安全・安心で持続可能※な国土や生活の質の向上などの社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方を指します。

グリーンインフラの考え方に基づく取組、森林環境の保全や河川整備といった大きなものから、まちなかでの官民連携による緑地の管理まで、多岐にわたります。



\*国土交通省 HP グリーンインフラポータルサイト「なぜ、今グリーンインフラなのか」より

### 《流域治水》

近年、気候変動の影響により自然災害の頻発化・激甚化を踏まえ、これまでの治水対策に加え、国・都道府県・市町村・事業者・住民等の河川流域のあらゆる関係者が協働して行う「流域治水」への転換が進められています。滋賀県においても、①どのような洪水にあっても、人命が失われることを避け（最優先）、②生活再建が困難となる被害を避けることを目的として、自助・共助・公助が一体となって川の中の対策に加えて川の外の対策を総合的に進めていく「滋賀の流域治水」を掲げています。

流域治水の取組においては、自然環境が有する多様な機能を生かすグリーンインフラの考え方を普及させ、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献することが求められています。

（自然環境の保全・復元などの自然再生、健全な水循環系の回復、自然環境が有する多様な機能活用の取組など）



滋賀県 「滋賀県流域治水基本方針— 水害から命を守る総合的な治水を目指して —」  
関連内容：45 ページ